情　　報

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分　　・・・ 2

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分　　・・・ 3

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分　　・・・ 18

外国船舶の重大な欠陥に対する出港差し止め処分状況　　・・・ 58

平成２３年１２月１３日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	東京空港交通　株式会社　　羽田営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区日本橋箱崎町２２－１ (営業所) 東京都大田区昭和島２－１－１
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項
（６）違反行為の概要	平成２３年９月２８日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督が不適切であったこと、他１件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社　亜希プロ　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区東保木間２－３０－７ (営業所) 東京都足立区東保木間２－３０－７
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　５５日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項　他６件
（６）違反行為の概要	平成２３年３月８日及び平成２３年４月５日に八潮営業所に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他６件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　６点 当該事業者の累積点数　１５点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社　ユーエム交通　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市稲毛区長沼原町５３１－１ (営業所) 千葉県千葉市稲毛区長沼原町５３１－１
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　７０日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項　他２件
（６）違反行為の概要	平成２３年４月６日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び記録記載事項が不適切であったこと、他２件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　7点 当該事業者の累積点数　7点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	九十九里鉄道　株式会社　　東金営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県東金市田間２５ (営業所) 千葉県東金市田間２５
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　５５日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項　他３件
（６）違反行為の概要	平成２３年６月１日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他３件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　６点 当該事業者の累積点数　６点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	海浜観光自動車　株式会社　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市原市平蔵字西元宿１８６２－１ (営業所) 千葉県長生郡長南町豊原字御所谷１３４１－２
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　８５日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項　他５件
（６）違反行為の概要	平成２３年６月６日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他５件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　９点 当該事業者の累積点数　９点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社　成東観光バス　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武市早船字南ノ里１４２２ (営業所) 千葉県山武市早船字南ノ里１４２２
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　１５日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２４条第４項　他２件
（６）違反行為の概要	平成２３年６月１３日に監査を実施したところ、点呼の実施結果の記録が不適切であったこと、他２件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　２点 当該事業者の累積点数　２点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（2）事業者の氏名又は名称	水野　裕司　　本店営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県小美玉市川戸１４９４－１３ (営業所) 茨城県小美玉市川戸１４９４－１３
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　８５日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項　他４件
（6）違反行為の概要	平成２３年６月９日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録をしていなかったこと、他４件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　９点 当該事業者の累積点数　９点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（2）事業者の氏名又は名称	有限会社　竹内観光バス　　本社営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡五霞町原宿台３－２３－５ (営業所) 茨城県猿島郡五霞町原宿台１－１１７５－３
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　１２０日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２４条　他９件
（6）違反行為の概要	平成２３年６月１０日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他９件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　１２点 当該事業者の累積点数　１２点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（2）事業者の氏名又は名称	有限会社　那須観光自動車　　本社営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県大田原市須賀川２９５２ (営業所) 栃木県大田原市堀之内６３８－１
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　６５日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２４条　他４件
（6）違反行為の概要	平成２３年６月７日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他４件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　７点 当該事業者の累積点数　７点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社　二宮観光　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県真岡市横田１６６ (営業所) 栃木県真岡市横田１６６
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　６５日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第３８条第１項　他５件
（６）違反行為の概要	平成２３年６月９日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保について指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他５件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　７点 当該事業者の累積点数　７点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社　いまいちハロー観光交通 本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市森友１５９６－１６ (営業所) 栃木県日光市森友１５９６－１６
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　１０日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２８条の２第１項
（６）違反行為の概要	平成２３年６月１５日に監査を実施したところ、運行指示書について、定められた事項が記載されていないものがあったことの違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　１点 当該事業者の累積点数　１点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社　りほく　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県韮崎市一ツ谷１８９５ (営業所) 山梨県韮崎市中田町中條字下木戸１０３１－１
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　１５日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２１条第５項　他２件
（６）違反行為の概要	平成２３年　６月１５日に監査を実施したところ、運転者に対する健康状態の把握が不適切であったこと、他２件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　２点 当該事業者の累積点数　２点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社　豊昭　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）埼玉県朝霞市宮戸１－５－３ （営業所）埼玉県朝霞市宮戸１－３３３８－６
（４）行政処分等の内容	文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
（６）違反行為の概要	平成２３年６月１４日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であった違反が判明したもの。
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社　近藤自動車工業　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）埼玉県所沢市林１－３６－５ （営業所）埼玉県所沢市林１－３６－５
（４）行政処分等の内容	文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
（６）違反行為の概要	平成２３年７月２２日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であった違反が判明したもの。
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年１２月１３日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１３日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社　十二天観光バス　　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）埼玉県本庄市児玉町吉田林１０３－３ （営業所）埼玉県本庄市児玉町吉田林１０３－３
（４）行政処分等の内容	文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
（６）違反行為の概要	平成２３年７月２２日及び同年８月１日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であった違反が判明したもの。
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年１２月１２日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年１２月１２日
（2）事業者の氏名又は名称	吉田タクシー有限会社　　本社営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）山梨県富士吉田市上吉田２－３－７ （営業所）山梨県富士吉田市上吉田２－３－７
（4）行政処分等の内容	文　書　警　告
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
（6）違反行為の概要	平成２３年９月３０日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　０点 当該事業者の累積点数　０点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照）

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月1日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社三洋商事　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都板橋区西台２－３４－５ (営業所)　東京都板橋区西台２－３４－５
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(160日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項他１６件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月１８日及び同年１１月２日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他１６件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　16　点 (東京運輸支局内)　16　点 (関東運輸局内)　16　点 (当該営業所)　16　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月1日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社ウルマツアーリングサービス　袖ヶ浦営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　千葉県市原市五井8824 (営業所)　千葉県袖ヶ浦市長浦字拓２－５８０－２７８
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(70日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他7件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月６日に監査を実施したところ、点呼の実施結果の記録の改ざん・不実記載をしていたものがあったこと、他7件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　7　点 (千葉運輸支局内)　7　点 (関東運輸局内)　7　点 (当該営業所)　7　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月1日
(2)事業者の氏名又は名称	小山合同タクシー株式会社　小山営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県小山市大字立木１４７１－１ (営業所) 栃木県小山市大字立木１４７１－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(100日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他5件
(6)違反行為の概要	平成２２年１２月２１日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他5件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　10　点 (栃木運輸支局内)　10　点 (関東運輸局内)　10　点 (当該営業所)　10　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月7日
(2)事業者の氏名又は名称	眞岡タクシー株式会社　真岡営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県真岡市田町１０６９ (営業所) 栃木県真岡市田町１０４１－２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
(6)違反行為の概要	平成２２年９月２９日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　2 点 (栃木運輸支局内)　2 点 (関東運輸局内)　2 点 (当該営業所)　2 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月8日
(2)事業者の氏名又は名称	ヨシエヒロ有限会社　浦和営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市浦和区常盤７－１６－２２ (営業所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤７－１６－２２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第９４条第１項他１件
(6)違反行為の概要	平成２２年７月６日に監査を実施したところ、事業報告書及び輸送実績報告書の提出を怠っていたこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 7 点 (埼玉運輸支局内) 7 点 (関東運輸局内) 7 点 (当該営業所) 1 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月8日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社エス・ティー・アール　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都世田谷区池尻２－２０－１２－５０４ (営業所)　東京都江戸川区大杉４－７－２１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(45日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項他3件
(6)違反行為の概要	平成２２年８月９日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他3件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　5 点 (東京運輸支局内)　5 点 (関東運輸局内)　5 点 (当該営業所)　5 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月8日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社菊商　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都葛飾区新宿３－１１－１ (営業所)　東京都葛飾区新宿３－１１－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(155日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他４件
(6)違反行為の概要	平成２２年８月２０日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他４件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　16　点 (東京運輸支局内)　16　点 (関東運輸局内)　16　点 (当該営業所)　16　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月8日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社光交通　鹿嶋営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　茨城県神栖市大字深芝字若松２９１０－２ (営業所)　茨城県鹿嶋市鉢形台２－１８－１６
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(95日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条他7件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月２７日及び同年１１月２９日に監査を実施したところ、定期点検整備を確実に実施していない事業用自動車があったこと、他7件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　10　点 (茨城運輸支局内)　10　点 (関東運輸局内)　10　点 (当該営業所)　10　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月8日
(2)事業者の氏名又は名称	TM交通株式会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都江戸川区西葛西７－１８－２ (営業所)　東京都江戸川区西葛西７－１８－２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(75日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項他3件
(6)違反行為の概要	平成２２年１１月１２日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他3件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　8　点 (東京運輸支局内)　8　点 (関東運輸局内)　8　点 (当該営業所)　8　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月9日
(2)事業者の氏名又は名称	富士交通有限会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都大田区西馬込１－８－１ (営業所)　東京都大田区西馬込１－８－１
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
(6)違反行為の概要	平成２３年９月８日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者)　0 点 (東京運輸支局内)　0 点 (関東運輸局内)　0 点 (当該営業所)　0 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月10日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社トラッドインターナショナル　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都渋谷区神宮前２－８－１ (営業所)　東京都板橋区坂下３－２６－１４
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(90日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項他7件
(6)違反行為の概要	平成２２年９月１０日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他7件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　9　点 (東京運輸支局内)　9　点 (関東運輸局内)　9　点 (当該営業所)　9　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月10日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社奥野運送店　渋谷営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都千代田区神田神保町２－８－２－５０１ (営業所)　東京都渋谷区宇田川町４１－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(65日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条他１件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月６日及び同年１１月５日に監査を実施したところ、定期点検整備を確実に実施していない事業用自動車があったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　７　点 (東京運輸支局内)　７　点 (関東運輸局内)　７　点 (当該営業所)　７　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月10日
(2)事業者の氏名又は名称	サンワードタクシー有限会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都江戸川区船堀７－５－１０ (営業所)　東京都江戸川区船堀７－５－１０
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(30日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第９４条第１項他１件
(6)違反行為の概要	平成２２年１２月３日に監査を実施したところ、事業報告書の提出を怠っていたこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　3　点 (東京運輸支局内)　3　点 (関東運輸局内)　3　点 (当該営業所)　3　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月10日
(2)事業者の氏名又は名称	東京ラッキー自動車株式会社　東京営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都板橋区上板橋２－１１－１２ (営業所)　東京都板橋区上板橋２－１１－１２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２２条第１項他１件
(6)違反行為の概要	平成２２年１２月１３日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、乗務距離の最高限度を超えて乗務していた者があったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　12　点 (東京運輸支局内)　12　点 (関東運輸局内)　12　点 (当該営業所)　12　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社九星企画　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区西一之江３－２９－１３ (営業所) 東京都江戸川区西一之江３－２９－１３
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(190日車)　輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他6件
(6)違反行為の概要	平成２２年７月２３日及び同年８月６日に監査を実施したところ、点呼を実施していなかったこと、他6件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　19　点 (東京運輸支局内)　19　点 (関東運輸局内)　19　点 (当該営業所)　19　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	常盤タクシー有限会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南アルプス市小笠原１２ (営業所) 山梨県南アルプス市小笠原１２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(35日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項他７件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月２２日、同年１０月２７日及び同年１２月３日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他７件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 4 点 (山梨運輸支局内) 4 点 (関東運輸局内) 4 点 (当該営業所) 4 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社リーガルマインド　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都あきる野市雨間５８２－５ (営業所)　東京都あきる野市雨間５８２－５
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(60日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条他１件
(6)違反行為の概要	平成２２年１１月２９日に監査を実施したところ、有効な自動車検査証の交付を受けずに運行の用に供していた事業用自動車があったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　6 点 (東京運輸支局内)　6 点 (関東運輸局内)　6 点 (当該営業所)　6 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	平和交通株式会社　和田町営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　神奈川県横浜市中区太田町３－３３ (営業所)　神奈川県横浜市保土ヶ谷区峰岡町３－３４５－４
(4)行政処分等の内容	輸送施設の停止(10日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第３０条第２項他１件
(6)違反行為の概要	平成２２年１１月１９日に監査を実施したところ、社会保険(健康保険、厚生年金保険)への適正な加入がなされていなかったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者)　１　点 (神奈川運輸支局内)　１　点 (関東運輸局内)　１　点 (当該営業所)　１　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	潮来合同自動車有限会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県潮来市大字潮来９８－１５ (営業所) 茨城県潮来市大字潮来９８－１５
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項他6件
(6)違反行為の概要	平成２２年１１月２４日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他6件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 7 点 (茨城運輸支局内) 7 点 (関東運輸局内) 7 点 (当該営業所) 7 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	草津観光自動車株式会社　北軽観光営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　群馬県吾妻郡草津町大字草津８９５－３ (営業所)　群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字笹平７７２－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(65日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他2件
(6)違反行為の概要	平成２２年１２月１０日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他2件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者)　7 点 (群馬運輸支局内)　7 点 (関東運輸局内)　7 点 (当該営業所)　7 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	神田交通株式会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市東豊田５３１－３７ (営業所) 神奈川県平塚市東豊田５３１－３７
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項他2件
(6)違反行為の概要	平成２３年１月２４日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他2件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 6 点 (神奈川運輸支局内) 6 点 (関東運輸局内) 6 点 (当該営業所) 6 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社大宮タクシー　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　茨城県常陸大宮市南町９５８－６ (営業所)　茨城県常陸大宮市南町９５８－６
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(75日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他7件
(6)違反行為の概要	平成２３年１月２１日及び同年２月７日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他7件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　8 点 (茨城運輸支局内)　8 点 (関東運輸局内)　8 点 (当該営業所)　8 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月15日
(2)事業者の氏名又は名称	松崎交通株式会社　城南島営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　千葉県成田市東和泉４４３－１８ (営業所)　東京都大田区城南島４－８－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項
(6)違反行為の概要	最高速度違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成２３年６月２０日に監査を実施したところ、運転者に対し、最高速度違反行為等自動車の運転に関する法令の遵守について、適切な指導監督を怠っていたことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　5 点 (東京運輸支局内)　5 点 (関東運輸局内)　5 点 (当該営業所)　5 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月16日
(2)事業者の氏名又は名称	サン岡タクシー有限会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市武１－３－６ (営業所) 神奈川県横須賀市武１－３－６
(4)行政処分等の内容	事業の停止(31日間)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項他9件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月５日及び同年１０月８日に特別監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他9件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 54 点 (神奈川運輸支局内) 54 点 (関東運輸局内) 54 点 (当該営業所) 54 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	トモエタクシー株式会社　東京営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 大阪府守口市南寺方東通5－26－16 (営業所) 東京都江戸川区谷河内1－10－12
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(410日車)　輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他９件
(6)違反行為の概要	平成２２年９月２７日及び同年１０月４日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他９件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 50 点 (東京運輸支局内) 41 点 (関東運輸局内) 41 点 (当該営業所) 41 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	第一交通株式会社　西新井営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区丸の内３－３－１ (営業所) 東京都足立区江北６－１－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(70日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第3項他6件
(6)違反行為の概要	平成２２年１０月７日、同年１１月２日及び同年１２月２２日に監査を実施したところ、乗務記録に虚偽の記載をしていたものがあったこと、他6件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 7 点 (東京運輸支局内) 7 点 (関東運輸局内) 7 点 (当該営業所) 7 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	山一運輸株式会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区高島平９－２８－１２ (営業所) 東京都板橋区高島平９－２８－１２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第３０条第２項
(6)違反行為の概要	平成２２年１２月２０日に監査を実施したところ、雇用保険への適正な加入がなされていなかったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者)　１　点 (東京運輸支局内)　１　点 (関東運輸局内)　１　点 (当該営業所)　１　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社アシスト　西新井営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区東墨田３－２１－２８ (営業所) 東京都足立区西新井７－１５－２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(55日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第2項他8件
(6)違反行為の概要	平成２２年１２月２０日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他8件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 8 点 (東京運輸支局内) 8 点 (関東運輸局内) 8 点 (当該営業所) 6 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	田中元 （個人）
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都杉並区 (営業所) 東京都杉並区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(105日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第３項他５件
(6)違反行為の概要	平成２３年１月６日に調査を実施したところ、乗務記録に記録されていない事項があったこと、他5件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 11 点 (東京運輸支局内) 11 点 (関東運輸局内) 11 点 (当該営業所) 11 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	松崎交通株式会社　城南島営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市東和泉４４３－１８ (営業所) 東京都大田区城南島４－８－１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項他１件
(6)違反行為の概要	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として平成２３年１月３１日及び同年２月８日に監査を実施したところ、初任運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 5 点 (東京運輸支局内) 5 点 (関東運輸局内) 5 点 (当該営業所) 5 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社ドリームインキュベーター　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区西新井５－３１－１０ (営業所) 東京都足立区西新井５－３１－１０
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２２条第１項他１件
(6)違反行為の概要	平成２３年１月１７日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、乗務距離の最高限度を超えて乗務していた者があったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 2 点 (東京運輸支局内) 2 点 (関東運輸局内) 2 点 (当該営業所) 2 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	北光自動車交通株式会社　板橋営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区滝野川３－５７－１ (営業所) 東京都板橋区徳丸３－２１－４
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(15日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条
(6)違反行為の概要	平成２３年１月２４日に監査を実施したところ、点呼の実施結果の記録が不適切であったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 2 点 (東京運輸支局内) 2 点 (関東運輸局内) 2 点 (当該営業所) 2 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	宝自動車交通株式会社　三鷹営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区四谷４－２５－１３ (営業所) 東京都武蔵野市関前２－３－１０
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(85日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項他4件
(6)違反行為の概要	平成２３年２月７日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他4件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 9 点 (東京運輸支局内) 9 点 (関東運輸局内) 9 点 (当該営業所) 9 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月22日
(2)事業者の氏名又は名称	紺野忠夫　(個人)
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者)　東京都北区 (営業所)　東京都北区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条
(6)違反行為の概要	平成２３年３月９日に調査を実施したところ、有効な自動車検査証の交付を受けずに運行の用に供していた事業用自動車があったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者)　1　点 (東京運輸支局内)　1　点 (関東運輸局内)　1　点 (当該営業所)　1　点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月29日
(2)事業者の氏名又は名称	一橋隆男　(個人)
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区 (営業所) 東京都練馬区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第４３条第2項
(6)違反行為の概要	平成２２年１１月３０日に調査を実施したところ、タクシー乗車禁止地区において旅客を乗車させたことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 7 点 (東京運輸支局内) 4 点 (関東運輸局内) 4 点 (当該営業所) 7 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月29日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社SANTEグループ　開都交通本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区花畑１－６－１０ (営業所) 東京都足立区花畑１－６－１０
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第４６条
(6)違反行為の概要	平成２３年１月２０日及び同年２月７日に監査を実施したところ、整備管理者に運輸局長の行う研修を受けさせていなかったことの違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 7 点 (東京運輸支局内) 7 点 (関東運輸局内) 7 点 (当該営業所) 7 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月29日
(2)事業者の氏名又は名称	湯河原タクシー株式会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字道下１１ (営業所) 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字道下１１
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項他6件
(6)違反行為の概要	平成２３年１月２１日及び同年１月２７日に監査を実施したところ、運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと、他6件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 10 点 (神奈川運輸支局内) 10 点 (関東運輸局内) 10 点 (当該営業所) 4 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月29日
(2)事業者の氏名又は名称	湯河原タクシー株式会社　真鶴営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字道下１１ (営業所) 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴字水尻１１２５
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(55日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条他４件
(6)違反行為の概要	平成２３年１月２７日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他４件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 10 点 (神奈川運輸支局内) 10 点 (関東運輸局内) 10 点 (当該営業所) 6 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月29日
(2)事業者の氏名又は名称	大同交通株式会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区西馬込２－３１－５ (営業所) 東京都大田区西馬込２－３１－５
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項他2件
(6)違反行為の概要	平成２３年２月１４日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を越えて乗務していた者があったこと、他2件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 3 点 (東京運輸支局内) 3 点 (関東運輸局内) 3 点 (当該営業所) 3 点

【様式１－③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
〈平成２３年１１月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年11月29日
(2)事業者の氏名又は名称	南観光交通株式会社　本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都日野市程久保８－３－２ (営業所) 東京都日野市程久保８－３－２
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項他１件
(6)違反行為の概要	平成２３年３月１１日に監査を実施したところ、高齢運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める特別な指導をしていなかったこと、他１件の違反が判明したもの。
(7)違反点数付与状況（累積点数）	(事業者) 2 点 (東京運輸支局内) 2 点 (関東運輸局内) 2 点 (当該営業所) 2 点

―記者発表資料―

平成 23 年 12 月 12 日

関東運輸局

問い合わせ先
関東運輸局 海上安全環境部　外国船舶監督官
担当：寺田、池田、
電話： 045-211-7264
配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ

外国船舶の重大な欠陥に対する出港差し止め処分の状況について（平成２３年１１月）

関東運輸局では、船舶の安全運航と海洋環境の保全の観点から管内の港に入港する外国船舶に対して構造・設備の状態、船員の資格等が関係する国際条約の基準に適合しているかを検査する外国船舶監督（PSC：ポートステートコントロール）を実施しています。

１１月、管内において PSC を実施した外国船舶８６隻のうち、重大な欠陥として是正終了まで出港を差し止める処分を行った船舶は　２隻で、概要は下記のとおりとなっています。

記

拘留処分を受けた外国船舶（平成２３年１１月分）

船　　名 船　　種 IMO 番号 注 1	建 造 年 旗　　国 総トン数	船会社 注 2	検査 場所	拘留日 解除日	重大な欠陥内容
ROHNA 一般貨物船 8330853	1983 カンボジア 1,582	EXCEL SIOR SHIPPING CO.,LTD	千葉	H23. 11. 8 H23. 11.14	・ハッチカバー及び縁材に穴が開いていた。
BLUE　SAPPHIRE ばら積み船 9226671	2001 マーシャル 28,085	ATHENS DIVERSIFIED SHIPPING　CO.	横浜	H23. 11.10 H23. 11.11	・非常用発電機が作動しない。

注１　国際海事機関船舶識別番号

注２　ISM（国際安全管理）コード適用船の場合は ISM 証書の船会社。適用船でない場合は船主